

## 利益処分(配当金送金と利益の資本組入れ)

4月は、前年度決算の会計監査を受け、企業所得税の確定申告や聯合年次決算手続きの期限であるため、財務スタッフにとっては忙しい時期となりますが、現地法人の総経理や日本本社では、利益処分方法についてどうするか検討される時期かと思えます。

今月号では、利益処分による配当金の対外送金と利益の資本組入れ等に関するポイントを簡単に解説いたします。

### 1. 配当可能利益と三項基金

#### (1) 配当可能利益

配当可能利益は、税引き後利益から三項基金(準備基金、企業発展基金、従業員奨励福利基金)を控除した後の利益とされていますが、繰越損失がある場合には、まず当期利益より繰越損失を充当した後の残額から、三項基金を控除した後の利益となります。

#### (2) 三項基金

##### 準備基金(積立強制)

- ・積立額：独資企業の場合、資本金の50%に達するまでは、税引後利益の10%以上積立義務あり。合弁・合作企業の場合、合弁・合作契約書、定款の規定若しくは董事会決議で積立額を決定する。
- ・使用目的：欠損填補や資本への組み入れ

##### 企業発展基金(独資企業は積立任意、合弁・合作企業は積立強制)

- ・積立額：独資企業の場合、積立は任意。合弁・合作企業の場合、合弁・合作契約書、定款の規定若しくは董事会決議で積立額を決定する。
- ・使用目的：生産経営の拡大

##### 従業員奨励福利基金(積立強制)

- ・積立額：独資企業の場合、定款の規定又は董事会決議で積立額を決定。合弁・合作企業の場合、合弁・合作契約書、定款の規定若しくは董事会決議で積立額を決定する。
- ・使用目的：従業員に対する非経常的な賞与、従業員社特の購入・建設・修繕に使用
- ・留意点：積立金は貸借対照表上の負債の部に「未払福利費」として計上される。

### 2. 配当金送金手続き及び源泉徴収

#### (1) 配当金送金手続き書類

配当可能利益の範囲内で、どの程度配当するか董事会決議により決定し、決定後の配当金を日本の投資者へ送金する場合には、以下の資料が必要となります。

董事会決議書(利益処分に関する事項)

中国注册会計師事務所が発行した直近の資本金検査報告書及び会計監査報告書

関連年度の企業所得税納税証明書類

外商投資企業外貨登記証

銀行所定の申請書類

## (2) 配当金送金に係る源泉徴収

配当金を送金する際に、原則 20%の企業所得税が源泉徴収されますが、「外商投資企業及び外国企業所得税法」の規定により、「外国側投資者が外商投資企業から取得した利益は、所得税を免除する。」されており、結果として配当金に係る源泉徴収は免除されます。

## (3) 外国投資者側での外国税額控除

上記(2)により、外商投資企業が外国投資者へ送金する配当金は所得税が免除されていますが、「日中租税条約」の規定により独資企業からの配当金については 20%、合弁企業については 10%のみなし外国税額控除(直接控除)を受けることができます。

また、この他に中国子会社が納付した中国での企業所得税のうち日本投資者が支払を受けた配当金に対応する部分として一定の金額について間接税額控除を受けることもできます。

## 3. 利益の資本組入れと再投資の優遇税制

中国子会社の未処分利益を、当該中国子会社の資本金へ組み入れ(増資)したり、新会社設立の出資金として再投資することも可能です。

再投資を行う場合のメリットは以下の点が考えられます。

設備免税輸入枠を拡大のため総投資額の増額を行いたいが、登録資本金の増額(増資)も行わなければならない場合に、新たな資金負担無しに増資が可能。

新会社を設立するに当たり、日本からの新たな資金負担無しに出資が可能。

再投資税額還付の優遇税制の適用を受けられる。

### (1) 再投資の手続き

資本組入れ・再投資の董事会決議と日本投資者側の税務上の留意点

「未処分利益を資本へ振り替えて増資する」という内容の場合

・・・日本の税法の取扱いにより、金銭の授受を伴わないみなし配当のため、日本での配当金課税は行われず、そのため外国税額控除の適用もされません。

「配当金決議」と「当該配当金を金銭出資により増資する又は新会社へ出資する」という内容の場合

・・・日本の税法の取扱いは、配当金課税及び外国税額控除が適用されるものと考えられます。

増資の場合、中国注冊会計師事務所の資本金検査を受ける。

増資の場合、対外経済貿易委員会や外貨管理局等の関連機関で再投資の批准を受ける。

増資の場合、工商行政管理局で営業許可証の書き換えを行う。

新会社への出資の場合、新会社側で通常の新会社設立手続きを行う。

### (2) 再投資還付の優遇税制

中国現地法人の日本親会社が、当該中国現地法人から受け取った利益を当該中国現地法人の増資資金に充てるか、経営期間が5年以上を予定している他の外商投資企業に直接再投資した場合には、一定の手続きを行い所轄税務局の承認を得て、その再投資額に対応する当該中国現地法人が既に納付した企業所得税の40%(製品輸出型企業やハイテク企業等一定の企業の場合には100%)分が、日本親会社に還付されます。

ここでご注意いただきたいのは、一度国外へ配当送金した利益を再度国内に投資したとしてもこの優遇税制の適用を受けることはできません。(国外送金せずに直接国内へ投資が条件となっています。)

利益処分にあたり、日本における税務上の取扱い、中国における税務上の取扱いについてご注意ください。

(完)